

## 香取市宿泊施設改修費補助金交付要綱

(趣旨)

**第1条** この告示は、市の宿泊を伴う観光客を増やし、滞在時間延長による経済活性化を推進するため、市内の宿泊施設の改修等を行う者に対し予算の範囲内で交付する補助金について、香取市補助金等交付規則（平成18年香取市規則第49号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業者)

**第2条** この告示に基づき補助金の交付の対象となることができる者は、次に掲げる要件をすべて備えていなければならない。

(1) 旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可を受けて、同法第2条第2項に規定するホテル営業又は同条第3項に規定する旅館営業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する営業を除く。）を営む者であること。

(2) 補助金申請者が直接、事業又は営業に携わること。

(3) 市税等を滞納していないこと。

(4) 市内に住所を有すること。

(補助対象経費)

**第3条** 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、宿泊施設の魅力、利便性及び機能向上を図ることを目的として行う次に掲げる宿泊施設の改修等に要する経費とする。

(1) 内装、外装及び客室の改修

(2) 共用浴室、トイレ等の改修

(3) 施設のバリアフリー化

(4) 冷暖房、給排水、消防等設備の改修

(5) 廊下、客室等の案内設備を設置する工事

(6) 施設内の街路灯整備等の外構工事

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める経費

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付対象としない。

(1) 改修等に要する経費の総額が100万円未満である場合

(2) 国、県、本市から補助金又はこれに類する制度による助成を受けて実施する場合。ただし、香取市中小企業資金融資条例(平成18年香取市条例第155号)第7条に規定する信用保証料の補助及び利子補給金を除く。

(3) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないとする場合(補助金の額)

**第4条** 補助金の額は、前条で規定する補助対象経費の3分の1以内の額とし、200万円を上限とする。ただし、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

**第5条** 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、香取市宿泊施設改修費補助金交付申請書(別記第1号様式)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 収支予算書及び事業計画書

(2) 旅館業法の許可書の写し

(3) 市税等の納税状況を確認できる書類(未納のないことの証明書)

(4) 住所を証する書類(個人事業主の場合)

(5) 補助対象経費の積算根拠となる書類(見積書の写し等)

(6) 改修工事等の内容がわかる図面等

(7) 改修工事等に着手する前の当該工事等箇所の写真

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要とする書類

(交付の決定)

**第6条** 市長は、前条に規定する申請があったときは、速やかにその内容を審査し、これを正当と認めるときは、補助金の交付を決定し、香取市宿泊施設改修費補助金交付決定通知書(別記第2号様式)に

より当該申請者に通知するものとする。

(変更承認の申請)

**第7条** 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、交付の決定を受けた後において、補助金交付申請書の内容を変更しようとするときは、速やかに香取市宿泊施設改修費補助金変更承認申請書(別記第3号様式)に、変更の内容がわかる書類を添えて、市長に提出し、あらかじめ承認を受けなければならない。

(変更承認の通知)

**第8条** 市長は、前条の変更承認の申請があったときは、当該変更内容等を承認するかどうかを決定し、香取市宿泊施設改修費補助金変更承認通知書(別記第4号様式)により、交付決定者に通知するものとする。

(補助事業の中止)

**第9条** 交付決定者は、交付の決定の通知を受けた後において、補助金交付決定の内容を中止又は廃止しようとするときは、香取市宿泊施設改修費補助金中止届出書(別記第5号様式)を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

**第10条** 交付決定者は、補助対象事業が完了した日から起算して30日以内又は当該補助金の交付決定を受けた年度の末日のいずれか早い日までに、香取市宿泊施設改修費補助金実績報告書(別記第6号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 収支決算書

(2) 補助対象経費の領収書その他支払を証する書類の写し

(3) 改修工事費等の内訳がわかる書類

(4) 改修工事等箇所の写真

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付額の確定)

**第 11 条** 市長は、前条の規定により実績報告書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、これを正当と認めるときは、補助金を交付する額を確定し、香取市宿泊施設改修費補助金交付額確定通知書(別記第 7 号様式)により交付決定者に通知するものとする。  
(交付の請求)

**第 12 条** 交付決定者は、前条の補助金確定通知書に基づき補助金の交付を請求しようとするときは、香取市宿泊施設改修費補助金交付請求書(別記第 8 号様式)を市長に提出しなければならない。  
(補助金の返還)

**第 13 条** 市長は、補助金を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 第 2 条各号に掲げる要件を欠くこととなったとき。

(2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(3) 前各号に掲げるもののほか、不相当と認められる事実があったとき。

(その他)

**第 14 条** この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(失効)

2 この告示は、平成 33 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

#### 別記

第 1 号様式 (第 5 条)

第 2 号様式 (第 6 条)

第 3 号様式 (第 7 条)

第 4 号様式 (第 8 条)

第 5 号様式 (第 9 条)

第 6 号様式 (第 10 条)

第 7 号様式 (第 11 条)

第 8 号様式 (第 12 条)